



横芝光町告示第114号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者の指定について、横芝光町財務規則（平成18年横芝光町規則第49号）第50条の2第1項の規定に基づき、下記のことを指定納付受託者に指定したので、同規則第50条の2第2項の規定により告示します。

令和5年10月1日

横芝光町長 佐藤 晴彦



- 1 指定納付受託者の氏名又は名称及び住所
株式会社千葉銀行
千葉県千葉市中央区千葉港1-2

ちばぎんカード株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1
- 2 指定納付受託者の指定をした日
令和5年10月1日
- 3 指定納付受託者に納付させる歳入の内容
ふるさと納税ポータルサイトを利用して納付される横芝光町への寄附金
- 4 指定納付受託者に納付させる期間
令和5年10月1日から令和6年3月31日まで